

包括法人と被包括法人の関係と宗門のからみ

高 桑 正 温

(日蓮宗企画調整課長)

日蓮宗の教団の組織の中におりまして、毎日とっていいぐらい制度について考える部署におりますものですからこの様なテーマをださせていただきました。が、宗派の中で別に確立した確呼たる論議がまだある訳ではございませんし、宗派の意見でもございません、私見でございますのでお断り申し上げます。

もしかしたら包括法人はいらないのではないだろうかという様なことをお話ししたいと思います。これは、他のご宗派についてはよくわかりませんので、私も日蓮宗にとって、ということでございます。他の方はおいおい参考に調べていって論議をだして、またお考えもいただきたいという意味でお話しをしたいと思います。そのためには、私どもの組織、集団、教団組織がどうなっているかという様なことをお話ししたいと思います。

今まで私も約七五十年の伝統をもっている訳ですが、教学の確立のために檀林という制度が約四百年前にできました。それまでは叡山に遊学という様な形で全て処理をしておりました。あまりかたきに貸したくないという様なこともございました。我々独自の檀林が千葉の飯高という所にできました、とても一つでは足らないというのでい

ろいろな所で、我々谷^{きや}という呼び方をしておりますが、いろいろな所に谷^{きや}ができて、その谷^{きや}の化主^{けしゅ}といひますか檀林長と申しますか、これをもとにして法縁という様な一つの人のつながりと寺のつながりができました。どこの谷^{きや}をでた者は、どこの寺へ行けという様な形で本山と末寺の様な形ができております。

寛永から元禄にかけて無本山寺をなくすという徳川の制度で、本末制度が完全に確立したと思ひます。だいたい四十四本山に約五千の寺がそれぞれに所屬する様な形で寛永から元禄、明治までの間に一つの制度としてできあがっております。それぞれがそれぞれの一つの独立した、日蓮教学に基づいてには違ひないのですが、一つの団体としてできあがっております。もう少し、大きく分けますと、総大五山と申しまして、身延山久遠寺、池上本門寺、京都の妙顯寺、千葉の中山の法華經寺、京都の本圀寺、この五つにだいたい分類できる様な形で組織ができあがります。そのままずっと明治に入っていくのですが、明治五年、管長制度ができまして、その制度が天台宗、真言宗、淨土宗、禪宗、時宗、淨土真宗、日蓮宗、とこの七つに統合されて、それぞれに一管長職をおいて行なえという任命權をそこに一本化する様な管長制度ができあがりました。

その時に、日蓮宗として、一致派、勝劣派と申します、これは教義的な問題なのですが、例えば、身延山久遠寺、池上本門寺、という五山は一致派なんです、勝劣派と申しますと京都に多く散見できます法華宗系統ですが、ここもなにかも全部かためて日蓮宗として一管長制度を無理やりと申しますか、つくられてしまったと、その時に一本山一管長ならば、あるいは一宗派一管長ならば、その本山の住職が管長になればよろしいんですけれども、こういう形でありますと管長をどうやって選んだらいいのか、結局順番制だとか選挙だとかいう様な形で、かならずしも身延山久遠寺が管長職をやっていたのではないという様な制度になってきます。そうしますと、この管長職を独立させると申しますか、管長職を確立させるために日蓮宗務院、これが今、包括法人の事務所の名称でもありますけれど、

日蓮宗務院という別な機関を別に設立させてしまった訳です。お寺ではない訳なんです。

事務所としてつくってしまつて、管長が事務をとり、各寺の住職権を、任免権を握っていたという形です。ただ、これはあまりにも無理なものですから、明治七年に一宗一派の管長制度というぐわいに改められました。が、教義的に一緒なものですから日蓮宗として一致派のみ、ここだけで日蓮宗として一組織を存続させたわけです。総本山身延山久遠寺ですからここが一番の頂点になるのかと申しますと、この総本山久遠寺の他、四大本山が、同格の形で統合されてしまった訳です。ですからやはり総本山久遠寺が管長職ではなくて、それぞれのところからその時代に応じて管長がでてまいります。ですからこれも本来、日蓮宗身延派とか日蓮宗池上派とか、日蓮宗中山派とかいう様な分け方ではらばらになつていけば、それがことがすんだはずなんです。がこのところはどいう訳か一派のみが団結したといいますか大きい方がいいということになつたのだからと思ひます。管長職がここでも総本山の住職が管長にならないという少し変わった制度で、したがひまして日蓮宗宗務院というのもやはり必要になつてきたという形になっております。

昭和十六年、これは大政翼賛の関係上でしょうか昭和十四年から十五年にかけて大政翼賛運動の関係で共同の祖師を有する各宗派は極力合同しろ、という様な形で政府からの要請がござひまして、昭和十六年に日蓮宗が三派合同、本門宗と顕本法華宗があわさり日蓮宗という三派合同のまた宗派がござひました。今まで五つの大本山がかたまつていたものが、ここにまたあと二つ大本山が入つてきて、ますます一致派といいながら、中の人事に関しては、まさに一致しない様な形の組織ができあがつてまいります。と同時に本末解消ということを本山側からでてまいりました。この七つの大本山以外の寺は全部平等であるという形、本山も末寺もないという形で現在までできておりますけれども、そういう制度にしながら、なおかつ法類関係でさきほど申し上げました法類関係というのは解消できない

まま現在までいたっており、本山と末寺の關係はいっさい解消しながら、私はこの法類に属しているこの谷に属しているという關係は解消しないままの形で変則的な形で現在にいたっております。これは、もともとそういう形では、できませんでしたので、住職任免権が管長に制度としてありながら各本山の住職にもあったという形、現在の各寺院が総代の同意を得て、ないしは総代と干与人の合議で住職を決めて、それを包括法人の代表役員が承認するという制度と同じ様に本山の住職と管長が住職権の共同行使の様な形で持っていた訳でございます。

宗務総長の権限ですが、各寺の責任役員、干与人、総代に、あるいは法縁という形に法縁の會議に権限がありまして、そこからできましたものを宗務総長が承認すると、形式が間違えていない限り承認するという、現在の包括法人の代表役員に権限がありながら、一つの認証行為に等しい様な感じが現在の住職の任命の仕方です。それはなぜその様になったかといえますと、やはり伝統的にそうなっていると、つまりさきほど申しました管長という制度がありながら、そこに任命権を一本化しながら、結局一本化できなかった慣習的なもので運営されていたという現状です。

ですから、総本山身延山久遠寺、その下に大本山いくつか書いてございまして、組織図を書けばピラミッドの形になります。総本山、大本山がありまして、その下に大本山いくつか書いてございまして、その下に約五千五百の寺院、教会、結社、結社は被包括法人ですけれども、これが包含されたのです。この寺院、教会、結社がいづれかの本山に属し、いづれかの大本山に属し、最終的には総本山につながっていくのです。人が各平寺から大本山になおって最終的に総本山までつながっていく、という図を書けばこういう形になります。しかし、現在の私達の仕組としては、確かに本山を持つている寺もありますけれども、本山どまりという様な形、大本山までつながっていない形、大本山からじかの平寺院の形、総本山からじかの末寺の様な形、かならずしも人の人事が人の流れが最終的に上にのぼっていない組織になっています。少し乱暴な言い方をしますと、一つの谷ごとの一つの法縁ごとの共同体みたいな形、共

同組合的な形と違って間違いないと思います。

本山からじかな平寺、あるいは中本寺と申しますけれども中本寺からじかの末寺の形もありましたけれども、一応末寺の上に小本寺がありまして、小本寺の上に中本寺があつて本山につながつてゐる、かならず本山に人の流れがながつていくのです。布教・教化が逆に本山から下へ流されてくるという寺の組織としては一番理想的な組織があつた訳です。それが今、申し上げた様な形で本末は解消される、あるいはいろいろな大本山がかたまつてきて一つの宗派をつくつてしまった、そのために日蓮宗宗務院と申します包括法人の事務所が別にいつまでも独立して存在しているという形が現在でも続いております。

包括法人としての日蓮宗宗務院事務所があります。その下に全国七十四地域で分けました宗務所があります。その下に被包括法人としての寺院教会結社が所属しているという二重構造の様な形で私どもの制度ができがっています。少しご理解できない様な組織かと思ひますけれども、例えばさきほど申しました勝劣派、ある法華系統の、京都なら京都に本山がございますし本山にかならず末寺がついていて、その本山が即、包括法人でもあるという、本山そのものが単位法人としての宗教法人であると同時に包括法人としてそこに事務所があつて、被包括人たる末寺をかかえている、宗本一本化という言い方をしますけれども、宗本一本化してありますのが真宗系統などがそうだと思います。我々の法華の系統ですと、今申し上げた法華宗なになに派、という様な形で本寺と末寺がしっかりと結びつかれて、人の流れが末寺から本寺へのぼつていき年功序列ないしは放縦という形で本山の方針が即、包括法人の方針であり、それが末寺へ流されていくと布教にしても事務的な処置にしましても流されていくという様な形で、非常にスムーズに人の流れと布教の流れがあります。私共の場合、包括法人の日蓮宗宗務院、まさにこれは事務所でございます、宗教法人としての資格をとるために、もちろん礼拝施設がありますし、毎日、私どもは僧侶ですからお経はあげています

けれども直接の信者を持たない包括法人という形で存在している訳です。

形の上ではこの包括法人の代表役員が各寺の任免権を持っていますから身延山久遠寺の住職も当然ここにあるべきで、最終的にはこの承認がおりないと住職になれませんけれども身延山久遠寺の総本山の住職というのは身延の法類のいろいろな会議を経てきて決まってきたり、その書類が日蓮宗務院包括法人へできて認めてくれという、書類の手続き上瑕疵がなければ認めるような形で二重構造して存在しているといえます。

旧本山はそれぞれ旧末寺を持っていますから、あるいは法類だからということであるいろいろな行事や事業をやる時に各寺へ、寺としていろいろなものを流していく、宗務所が各寺院に流していく、二重構造といってもいいくらいの組織になってきましたらそれを宗務所に流していく、宗務所が各寺院に流していく、日蓮宗務院は包括法人は包括法人でいろいろな布教方針など決めます。本末のきちんとした組織でこの集団が運営されていますならば身延山総本山久遠寺が包括法人日蓮宗であってしかるべき形なのですが、さきほど申しあげた様に独立した事務所として包括法人の日蓮宗事務所が、信者を持たない包括法人として存在しています。財産もろくにございせん。というより財産がいらぬ訳です。必要な経費さえととのえられれば何もいらぬ訳です。実際の建物がありますけれども土地はある寺からの借地です。基本財産もいろいろなものに使うためにありますけれどもたいしたお金がある訳ではない、必要ないという様な形で存在しております。

そこで、包括、被包括なんです。さきほど申しました様に一つの本山があつて末寺があつて、そういう形で教団が運営されている場合には包括法人があつてしかるべきといえますか、あつてうまくいくと思うのですけれども、我々の場合、包括法人と被包括法人の関係というのがいつまで及ぶのか法人法では第一条に財産保全の目的、第二条に教義とかにはいっさい触れないということになっていますので、単に財産保全のための包括、被包括の関係、役

員構成、そういうことがうたつてあるだけです。そこで私がこの間から考えていることなのですが、もちろんまだ話しがまとまっている訳ではないのですが、包括法人をなくしてしまつたらどうなるのか、私どもの組織の場合ですけれども包括法人をなくしてしまつても何ら不自由はないのです。それぞれの寺が単位法人として独立した宗教法人として法人化している、それが一つの集団としてかたまつていくならば包括法人がなくなつても別に、(財産がなくなつたつてかまわないのですから)、教義的なことだけを運営していく分には包括法人がなくなつてもかまわないのではないかと、それほど不自由しないのではないかと、財産保善上の特権がなくなつても、例えば非法人であっても宗教団体には違いありませんし、宗教法人でなくても日蓮宗がなくなる訳ではありませんので、さきほどのお話しても所屬して一点の利益がそれほどないとするならば、なくなつてもかまわないのではないかと、さきほどのお話していただく中で、